

認定 NPO 法人カタリバ
代表理事 今村久美

先日は、こども政策の司令塔となるこども家庭庁創設にむけた「こども家庭庁設置法」の閣議決定までご尽力いただきましたこと、心から感謝申し上げます。

『こども家庭庁は、(略)こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮することを基本とする』と明確に明記され、『こどもの権利利益の擁護』がこども家庭庁の任務であると明記いただきました。これは、政策をこれまでのこども政策・教育政策のような供給者目線ではなく、「こどもを真ん中においたこども政策をこどもたちに届ける」というこれからの行政のスタンスの方向性を、はっきりと国民に対してご表明いただいたと受け取りました。

今後の国会で、岸田政権の掲げる「人への投資」「デジタル田園都市国家構想」そして「こども真ん中」を骨格とし、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を目指して議論を深めていただけることを期待します。

【本日の論旨】

こども家庭庁設置法において、こども家庭庁の分担管理事務と内閣補助事務のどちらにも、『不登校』のこども支援という言葉が明記されませんでした。令和3年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」のには、「不登校」に対する包括的な支援も触れられています。

不登校を含む長期欠席の子どもは最新データで29万人弱と激増しています。しかし、十分な学びの支援が進んでいません。不登校の子どもとその家庭は地域から孤立しやすく、また、特にひとり親世帯には貧困への転落にもつながるケースも多いという統計が存在します。

財政に厳しい地方においては、不登校に対する公的支援が全くない地域もあります。また教育支援センター等の不登校対策機関が設置されていても、質量ともに供給が足りないという状況が続いています。

家庭の経済格差、都市と地方の地域格差が、学校に行けなくなった子どもの『機会格差』につながっています。

10代の自死が増えている今こそ、こどもを真ん中において、個別最適な学びに伴走する公的支援策の充実が急務です。

こども家庭庁のScopeに、実効性のある「いじめ対策」と、「不登校支援」を入れられるよう、国会審議をお願いいたします。

1) SNS 社会のいじめは、学校外の切れ目がないことを前提とすべき

現在、こども家庭庁では学校外で起きたいじめを担当されることとされています。しかし SNS 時代のいじめは、学校内外、明確な切れ目はつきません。SNSの招待制グループは、大人の関与ができないところでコミュニケーションが続きます。

10代の自死が一番多い時間は、AM7時-8時の登校前と、PM4時-8時の下校後です。学校での関係性を持ち帰り、時間を区切ることなく苦しみ続け、自死に至る子どももいる可能性があります。子どもたちの「いじめ」がなぜ起きるのか、予防策・支援策・対処法等明らかにすること、そして、**起きてしまったいじめ事案を『子どもの権利を最大限に守る』視点で、こども家庭庁が中立的な立場で対処判断ができる体制をとるべき**です。

※こども家庭庁設置法 所轄業務 第四条

十一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律 第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること

十七 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

2) こどもの不登校は、家庭の貧困につながる

ひとり親家庭と、両親家庭では、不登校出現率に3倍の差があります。また、子どもが不登校になったことで、保護者の働く時間が不安定になり、雇用形態の変更を余儀なくされ、収入が減少するケースも少なくありません。**不登校はこどもの学び機会を逸するだけの問題ではなく、家族の孤立と貧困転落リスクにもつながる問題**なのです。下記の条文が示す「福祉」支援を、お子さんが不登校になった家庭も享受できるようにすべきであり、これも「こども家庭庁」の領域とすべきです。

※こども家庭庁設置法 所轄業務 第四条

五 こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。

六 こどもの福祉のための文化の向上に関すること。

七 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。

十六 こどもの虐待の防止に関すること。